

令和元年第10回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和元年10月10日、午後2時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第10回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄 (欠席)	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員3名】

20番 大山 源次 (欠席)	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	(※20番から23番は、代表推進委員。)	

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- ・報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について
- ・議案第8号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高岩 浩司
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主事 斉藤 圭祐

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和元年第10回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）3名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に11番手島委員、12番畑委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。6頁まで計33件ございます。以上、報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から33番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手うえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から33番について、これを受理いたします。
7頁をお開きください。

次に、報告第2号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件です。以上、報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。

14番 櫻木委員

14番 (櫻木委員) 報告番号1番について説明いたします。転用者、申請土地については記載のとおりです。転用目的は農業用倉庫の建築、転用の理由は、新たに購入する農業用機械を格納するための農業用倉庫を建築するものです。SS(スピードスプレー)を購入するとのことです。倉庫1棟、面積は28.88㎡です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理します。
8頁をお開きください。

次に、報告第3号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件です。以上、報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理します。

9頁をお開きください。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課、農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（齊藤）詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（1番藤原委員挙手）

議 長 1番藤原委員

1 番 （藤原委員）今回、すべて10年になっているが、何か理由があるんですか。

農業振興課（齊藤）農地中間管理機構を介していますので、全部10年となっています。

議 長 よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

12頁をお開きください。

次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 （岩切）「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の19番
後藤委員、28番 窪山委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の1番 藤原委員、
6番 田中委員 21番 浦塚委員を指名いたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号3番について、担当地区委員の13番
田中委員、25番 平田委員を指名いたします。

それでは、審議番号1番から3番を一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

議 長 13頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。尚、この案件は、農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。16頁まで11件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。3番 田中委員。

3 番 （田中委員）審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと
おりです。契約は売買、権利移転の理由として、譲渡人が離農で、譲受人は経営拡大です。

譲渡人は後継者もいなく、自身も施設に入所している状況です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございますか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員
3番 （田中委員）審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は経営縮小、譲受人は相手方の要望で、隣接地を所有しております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございますか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員
3番 （田中委員）審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は審議番号2番と同じ方で経営縮小、譲受人は経営拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございますか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。10番 手島委員。
10番 （手島委員）審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は経営縮小、譲受人は申請土地が家の近くであり、相手の要望もあり、経営拡大のため購入することになっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございますか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。
17番 （樋口委員）審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり

です。契約は売買。譲渡人は遠方であり経営縮小、譲受人は相手方の要望により購入することになって、栗を植えるとのことでした。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可いたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。1番 藤原委員。

1番 （藤原委員）審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は夫を亡くし、経営を縮小しています。譲受人は相手方の要望でこの申請土地を購入することになりました。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可いたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。13番 田中委員。

13番 （田中委員）審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。譲渡人は遠方のため離農、譲受人は相手方の要望によるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可いたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。14番 櫻木委員。

14番 （櫻木委員）審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。譲渡人は、経営縮小、譲受人は経営拡大です。申請土地は平成29年の九州北部豪雨災害により被災した農地で、柿が植わっていましたが現在も道は通れず、柿も手を入れても無理じゃないかと思われま。農地を整地した後、柿か栗を植える予定だそうです。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可いたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。担当委員の2番樋口委員が欠席のため、23番 金子委員。

23番 (金子委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。譲渡人は高齢で遠方に住む息子さんと暮らしているため離農、譲受人は相手方の要望です。

譲受人は農業の他に宅配業を営んでいますが、県道拡幅工事で事業所がかかるため、向い側にある譲渡人の空き家と申請地を合わせて買うとのこと。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。

12番 (畑委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりで、親から子への贈与です。譲渡人は80歳を超え、息子に贈与するものです。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。

12番 (畑委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりで、妻から夫への贈与です。私が担当して3回目の贈与申請になります。現地を確認すると、申請土地は29年の豪雨災害で原形を留めていません。災害復旧工事が中々進まず、名義だけ代えておくということです。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。10分間休憩します。

(休憩：14時30分から14時40分)

(休憩後、「現地ビデオ」上映) 20分

(15時00分再開)

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。17頁をお開きください。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案書により説明。3件ございます。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
19番 後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は貸露天資材置場で、転用の理由は、役員を務める会社の資材置場が手狭であるため、新たに資材置場を確保するものです。区会長・農事組合長の承諾も得ています。農地法の運用については、その他の農地に該当します。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
それでは、議長を後藤会長と交代いたします。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 (会長) 議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。10番 手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は農家住宅の敷地拡張です。転用の理由は、昭和40年に農地を転用して農家住宅を建築した際に、転用許可を得ていない土地に越境して建築していたため、始末書付きで転用申請するものです。生活排水は合併浄化槽に、雨水排水は側溝へ流します。水利関係の承諾も得ています。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。13番 田中委員。

13番 (田中委員) 審議番号3番について説明します。転用者・申請土地は記載のとおりです。転用の目的は、農地改良(一時転用)、転用の理由は、土地が低く水はけが悪いため1m地上げして水はけを良くし、畑として利用するものです。菊芋を栽培するとのこと。隣接地の方の了承も得ています。ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

議長 19頁をお開きください。次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。9件ございます。ご審議方よろしく願いします。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。
（議長交代：会長 → 伊藤副会長）
- 議 長 （伊藤副会長）議長を交代しました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
19番 後藤委員。
- 19番 （後藤委員）審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は自己用住宅で、転用の理由は現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水道に、雨水排水は側溝に流します。区会長の承諾も得られています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地で、都市計画用途地域内第3種農地に該当します。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。
- 19番 （後藤委員）審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は賃貸借、転用の目的は貸店舗で、転用の理由は、交通量が多く立地場所も良いため、隣接する申請地23㎡を一体開発するものです。生活排水は下水道に、雨水排水は側溝に流します。農地法の運用は、用途地域が定められている農地で、都市計画用途地域内第3種農地に該当します。区会長並びに水利関係者の承諾も得られているそうです。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。
- 19番 （後藤委員）審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買ですが、譲渡人と譲受人は親子関係にあります。転用の目的は自己用住宅、転用の理由は、現在借家住まいのため、実家の隣に自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水道に、雨水排水は側溝へ流します。水利委員の承諾も得ています。農地の運用は、用途地域が定められている農地で、都市計画用途区域内第3種農地に該当します。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は露天駐車場で、転用の理由はピーポット甘木の駐車場がイベント時を中心に不足しているため、近隣に露天駐車場を整備するものです。雨水排水は側溝へ流します。農地の運用は、用途地域が定められている農地で、都市計画用途区域内第3種農地に該当します。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は露天駐車場で、転用の理由は自己の所有するアパートの駐車場の一部が、市道の拡張工事で買収されるため、駐車場が不足することから申請地に整備するものです。雨水排水は側溝へ流します。区会長の承諾も得られているそうです。農地の運用は、用途地域が定められている農地で、都市計画用途区域内第3種農地に該当します。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

それでは、議長を後藤会長と交代いたします。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 (会長) 議長を交代しました。

議長 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。5番 手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は賃貸借で、転用の目的は一時転用です。転用の理由は、幹線水路改修工事のため、進入路及び作業ヤードとして利用するものです。一時転用の期間は、令和元年11月1日から令和2年2月29日までとなっています。農地法の運用については、10ha以上の一団の農地で一時転用に該当します。ご審議の程よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

議長 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。13番 田中委員。

13番 (田中委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は貸露天駐車場で、転用の理由は経営している会社の敷

地が手狭になったため個人で駐車場を整備し、会社に貸すことで賃料収入を得るものです。雨水排水は隣接する自社の倉庫と一緒に側溝に流すとのことです。農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。

推進委員 ありせん。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありせんか。

(10番手島委員挙手)

議長 10番手島委員

10番 (手島委員) 契約は売買となっておりますが、転用の理由は会社に貸して賃料を得るためと説明されましたが、契約は売買ではなく賃貸借ではないのですか。

(13番田中委員挙手)

議長 13番田中委員

13番 (田中委員) 譲受人が一度買って自分で整備し、そして会社に貸すということですので、賃貸借ではありません。

議長 よろしいですか。他にありせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。1番 藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は露天駐車場で、転用の理由は譲受人が営む酒造所の従業員駐車場が不足しているため整備するものです。農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。

推進委員 ありせん。

議長 審議番号8番について、質問や意見はありせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。

12番 (畑委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は露天資材置場の敷地拡張で、転用の理由ですが譲受人は土木建設業を営んでおり、災害対応等で現在の資材置場が手狭になったため敷地拡張するものです。雨水排水については、現在大きな集水樹を作っており、これに流し込み河川に流すようになっています。

農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。

推進委員 ありせん。

議長 審議番号9番について、質問や意見はありせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。

22頁をお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番から5番は、推進機構からの買入れです。審議番号6番と7番は推進機構への売渡です。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から7番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番から7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番から7番は承認いたします。

24頁をお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。

19番 後藤委員。

(後藤委員) 審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については記載のとおりです。申請人の宅地が隣接する自己所有の農地に3m程入っていたもので、既に20年以上経過しているため、今回非農地判断申請があつています。区会長・隣接者の証明も得られています。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

それでは、議長を後藤会長と交代いたします。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議 長 (会長) 議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。7番 原野委員。

7 番 (原野委員) 申請人、申請土地は記載のとおりです。事務局から説明がありましたように平成11年から宅地課税されており、20年経過しております。区会長・隣接者の証明も得られています。尚、この家は現在市の空き家バンクに登録されています。

ご審議よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

25頁をお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案書により説明。1件でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。

以上をもちまして、すべての議案等の審議が終了いたしました。

(会議終了時刻 15:35)